

やまと笑楽庵

単独型指定短期入所生活介護（介護予防）運営規程

（事業の目的）

第1条

株式会社日本ライフデザインが開設するやまと笑楽庵（以下「事業所」という）が行う単独型指定短期入所生活介護(介護予防)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の職員が、要介護、要支援状態にある高齢者に対し適正、単独型指定短期入所生活介護(介護予防)を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条

1. 本事業所は、利用者1人ひとりの意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、利用者が相互に社会的関係を築き、自立的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身の機能維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。
2. 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称・所在地）

第3条

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名 称 やまと笑楽庵
- （2）所 在 地 神奈川県大和市中央林間 9-5-25

（職員の職種、員数）

第4条

事業所の職員の職種、員数は、次のとおりとする。

- | | | |
|------------|-----|-----------------|
| （1）管理者 | 常 勤 | 1 名（他事業と兼務） |
| （2）医師 | 非常勤 | 1 名 |
| （3）生活相談員 | 常 勤 | 2 名（1 名他事業と兼務） |
| （4）看護職員 | 常 勤 | 1 名（機能訓練指導員と兼務） |
| | 非常勤 | 1 名（機能訓練指導員と兼務） |
| （5）機能訓練指導員 | 常 勤 | 1 名（看護師と兼務） |
| | 非常勤 | 1 名（看護師と兼務） |
| （6）介護職員 | 常 勤 | 4 名 |
| | 非常勤 | 6 名 |

(職員の職務内容)

第5条

前条に定める職種の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、事業所の職員の管理、及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 医師は、利用者の診療及び保健衛生の管理指導の業務に従事する。
- (3) 生活相談員は、利用者及びその家族に対し相談援助業務を行う。
- (4) 看護職員は、看護、保健衛生の業務に従事する。
- (5) 機能訓練指導員は、利用者の機能回復、機能維持に必要な訓練・指導に従事する。
- (6) 介護職員は、日常生活上の介護業務に従事する。

(利用定員)

第6条

事業所の利用定員は、個室20室の20名とする。

(個別サービス計画の作成等)

第7条

1. 管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定されている利用者については、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、単独型指定短期入所生活介護(介護予防)の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の職員と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した単独型指定短期入所生活介護(介護予防)計画を作成するものとする。
2. 単独型指定短期入所生活介護(介護予防)計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合には、当該計画に沿って作成するものとする。
3. 管理者は、単独型指定短期入所生活介護(介護予防)計画の作成にあたっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得るものとする。
4. 管理者は、単独型指定短期入所生活介護(介護予防)計画を作成した際には、当該単独型指定短期入所生活介護(介護予防)計画を利用者に交付するものとする。

(介護サービスの内容)

第8条

介護サービスの内容は、次のとおりとする。

- (1) 生活指導(相談援助等)
- (2) 日常生活上必要な介護
- (3) 機能訓練(日常動作訓練)
- (4) 健康状態の確認
- (5) 送迎
- (6) 食事サービス
- (7) 入浴サービス

(単独型指定短期入所生活介護(介護予防)の利用料等)

第 9 条

1. 単独型指定短期入所生活介護(介護予防)を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、単独型指定短期入所生活介護(介護予防)が法定代理受領サービスであるときはその 1 割、2 割、3 割の額とする。なお、厚生労働大臣が定める基準（介護報酬告示）は、事業所の見やすい場所に掲示するものとする。
2. 前項の利用料のほか、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。

(1) 食費	2, 3 0 0 円（朝食・500 円・昼食 950 円・夕食 850 円）
(2) 居住費	3, 4 0 0 円
(3) 理・美容費	1, 5 0 0 円
(4) 行事参加費	実 費

なお、利用者の選定により次条に規程する通常の事業の実施地域を越えて単独型指定短期入所生活介護(介護予防)を行う場合には、通常の実施地域を越えた地点から居宅までに要する交通費（往復）を請求するものとする。当該交通費の額は、公共交通機関を使用する場合は実費とし、自動車を使用する場合は 1 k m 当たり 5 0 円とする。
3. 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに関する同意を得るものとする。

(指定居宅介護支援事業者および地域包括支援センターとの連携等)

第 10 条

- (1) 単独型指定短期入所生活介護(介護予防)の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健・医療・福祉サービスの利用状況等の把握に努める。
- (2) 単独型指定短期入所生活介護(介護予防)の提供に当たっては、利用者に係る地域包括支援センター等が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健・医療・福祉サービスの利用状況等の把握に努める。
- (3) 利用者の生活状況の変化、サービス利用方法・内容の変更希望があった場合、当該利用者担当の指定居宅介護支援事業者又は地域包括支援センターに連絡するとともに、綿密な連携に努める。
- (4) 正当な理由なく単独型指定短期入所生活介護(介護予防)の提供を拒まない。ただし、通常の事業実施地域等を勘案し、利用希望者に対して単独型指定短期入所生活介護(介護予防)の提供が困難と認めた場合、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者又は地域包括支援センターと連携し、必要な処置を講ずるものとする。

(サービスの提供記録の記載)

第 11 条

介護従事者は、単独型指定短期入所生活介護(介護予防)を提供した際には、その提供日・内容、当該単独型指定短期入所生活介護(介護予防)について、介護保険法第 4 1 条第 6 項又は第 115 条の 45 の第 3 項の規定により、利用者に代わって支払いを受ける保険給付の額、その他必要な記録を利用者が所持するサービス提供記録書に記載する。

(通常の送迎の実施地域)

第 12 条

通常の送迎の実施地域は、大和市全域及び横浜市瀬谷区、座間市、相模原市、町田市とする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第 13 条

利用者は、単独型指定短期入所生活介護(介護予防)サービスの提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 健康状態に異常がある場合には、その旨申し出ること。
- (2) 管理者及び職員による安全管理上の指示には必ず従うこと。
- (3) 介護支援専門員とよく相談し、介護サービスの利用目的を明確にした上で利用すること。
- (4) 施設内の設備及び備品等の利用に際しては管理者及び職員の指示に従い十分に注意すること。
- (5) 常備薬、保険給付の対象となっているサービス以外の介護用品等、管理者及び職員が認めたものは、持参するようにすること。
- (6) 緊急時の連絡先を必ず申し出ること。
- (7) サービス利用開始時には、必ず介護保険被保険者証及び健康保険被保険者証の提示を行うこと。
- (8) 第 14 条に定める非常災害対策に可能な限り協力すること。
- (9) 感染症（新型コロナウイルス、インフルエンザ、ノロウイルス等、予防に関してご理解、ご協力をいただく事。

(契約書の作成)

第 14 条

単独型指定短期入所生活介護(介護予防)の提供を開始するに当たって本規程に沿った事業内容について、利用者に契約書の書面を持って説明し、同意を得た上で署名（記名押印）を受ける事とする。

(緊急時等における対応方法)

第 15 条

事業所は、単独型指定短期入所介護(介護予防)サービスを提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに管理者及び主治医、家族等へ連絡し、その指示に従って適切な対応をするものとする。

(事故発生時の対応)

第 16 条

1. 職員は、利用者に対する単独型指定短期入所生活介護(介護予防)サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族又は保険者に連絡を行うとともに必要な措置を講じることとする。
2. 利用者に対する単独型指定短期入所生活介護(介護予防)サービスの提供に事業所の責に帰すべき事由で賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行う。

(非常災害対策)

第 17 条

1. 事業所は、常に災害事故防止と利用者の安全確保に努めるものとする。
2. 非常災害が発生したときは、事業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。
3. 管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。
4. 非常災害に備え、定期的に地域の協力機関等と連携を図り、避難訓練を行う。

(衛生管理及び従事者の健康管理等)

第 18 条

- (1) 単独型指定短期入所生活介護(介護予防)に使用する備品等は清潔に保持し、定期的な消毒を施すなど常に衛生管理に十分留意するものとする。
- (2) 単独型指定短期入所生活介護(介護予防)の従事者は、感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、事業所は、介護従事者に対し年 1 回以上の健康診断を受診させるものとする。

(守秘義務)

第 19 条

事業所は、職員に対して、職員である期間及び職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことが無いよう指導教育を適時行うほか、職員等が本規程に反した場合は、違約金を求めるものとする。

(苦情処理)

第 20 条

1. 事業所は、その提供した単独型指定短期入所生活介護(介護予防)サービスに関する利用者からの苦情には迅速かつ適正に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する。
2. 事業所は、その提供した単独型指定短期入所生活介護(介護予防)に関し、保険者が行う文書その他の物件の提出若しくは提示、又は保険者の職員からの質問及び照会に応じ利用者からの苦情に関して保険者が行う調査に協力するとともに、保険者から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
3. 事業所は、苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第 21 条

利用者の人権擁護、虐待の防止に努める観点から「虐待防止検討委員会」を組成します。
本委員会運営担当は所長とし、虐待の防止に関する措置を適切に実施する。

3 月に 1 回開催します。また、協議事項が生じた都度担当者が招集し、随時開催します。

委員会では、虐待防止検討委員会その他、施設内組織に関する事、指針の整備に関する事、職員研修に関する事、職員が相談・報告できる体制整備に関する事、職員が虐待を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関する事等を協議するものとします。

身体拘束・高齢者虐待に関する研修は年 2 回実施いたします。

(その他運営に関する重要事項)

第 22 条

1. 地震等非常災害その他やむを得ない事情のある場合を除き、定員を超えて利用させない。
2. 運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担の額及び苦情処理の対応については、施設内に掲示する。
3. 事業所は、職員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制の整備をする。
 - (1) 採用時研修 採用後 2 ヶ月以内
 - (2) 継続研修 年 2 回
4. この規程に定める事項ほか、運営に関する重要事項は、株式会社日本ライフデザインと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この運営規程は、2025 年 6 月 1 日より施行する。

この運営規程は、2025 年 12 月 1 日より施行する。

やまと笑楽庵

指定短期入所生活介護（介護予防）重要事項

○ 運営規程の概要

運営法人	株式会社日本ライフデザイン	施設名	やまと笑楽庵 事業所番号:1473001103
代表者	深沢 勲	管理者	佐藤 和美
所在地	東京都中央区銀座 7-4-12 銀座メディカルビル	所在地	神奈川県大和市中央林間 9-5-25
電話番号	03-6228-5020	電話番号	046-271-1188

○ 運営規程の概要及び従業者の勤務体制

定員	20名(全個室)
運営の方針	利用者1人ひとりの意思および人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、利用者が相互に社会的関係を築き、自立的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身の機能維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。
主な提供サービス	食事・健康管理・機能訓練・生活援助・入浴・(送迎)
主な職員配置	(1)管理者 常 勤 1名(他事業と兼務) (2)医師 非常勤 1名 (3)介護従事者 ①生活相談員 常 勤 2名 (1名他事業と兼務) ②看護職員 常勤 1名 非常勤 1名 (機能訓練指導員兼務) ③介護職員 常 勤 3名・非常勤 9名 (4)機能訓練指導員 常勤1名 非常勤 1名 (看護師兼務)
協力医療機関の名称	塩坂外科医院(外科・皮膚科・循環器科)

○ 利用料等

別紙「料金表」をご参照ください

○ 苦情処理の対応等

別紙「苦情処理対応」をご参照ください

2025 年 6 月 1 日